

様式第2号

第 号
年 月 日

様

堺 市 長 印

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議結果通知書

年 月 日付けで提出のあった下記計画施設については、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、法という。）第7条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録基準のうち、同項第1号から第3号及び第5号の基準（※）を満たします。

<計画施設の概要>

- 建築主 :
- 計画場所 : 堺市 区
- 施設概要 : 別添図書のとおり

※ 上記の計画施設の概要により、法第7条第1項第1号から第3号及び第5号に定める基準（住戸等の床面積、構造及び設備、加齢対応構造、サービス等）について確認したものであり、登録申請時に、他の基準も含め総括して審査を受けてください。

※ 事前協議済みであっても計画内容及びサービス内容の変更等が生じた場合は、登録できないことがありますので、その際は必ず住宅施策推進課と再度協議を行ってください。

※ 建築基準法に基づく完了検査時までには必ず登録を行ってください。